

議 案 第 36 号

松戸市青年館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定に
ついて

松戸市青年館設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成25年12月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

青年館は、青少年の健全育成と社会教育の促進を図るための施設として提供したが、その構造・規模等が、青少年の需要に応じることができなくなり、設置目的を果たすことができなくなったため。

松戸市青年館設置及び管理に関する条例を廃止する条例

松戸市青年館設置及び管理に関する条例（昭和４２年松戸市条例第２５号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。